

太平洋広域漁業調整委員会
第4回太平洋北部会議事録

平成15年2月24日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成15年2月24日(月)14:00～

2 開催場所

霞が関東京會館 シルバースタールーム

3 出席者

(委員)

澤口政仁、鈴木辰興、木村稔、佐藤弘、山田静男、鈴木徳穂、長島孝好、砂山繁、伊妻壯悦、宮本利之、有元貴文、澁川弘、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

伊藤正木 東北区水産研究所八戸支所資源評価研究室長

三谷卓美 中央水産研究所黒潮研究部資源評価研究室長

(水産庁)

高柳充宏 資源管理部管理課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

取香諭司 資源管理部管理課資源管理推進室TAC班課長補佐

福田安男 資源管理部沿岸沖合課底びき班課長補佐

宇津勝弘 資源管理部沿岸沖合課まき網班経営指導係長

楠富寿夫 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査企画係長

宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

久田幸一 北海道漁業調整事務所長

松本孝幸 北海道漁業調整事務所資源管理係

伊藤正輝 仙台漁業調整事務所資源管理計画官

在本英教 仙台漁業調整事務所資源管理係長

石山靖幸 九州漁業調整事務所資源管理計画官

4 議 題

- (1) 平成15年度資源回復計画関係予算について
- (2) 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画について
- (3) サメガレイ及びヤナギムシガレイに対するTAEの設定方向について
- (4) マサバ太平洋系群資源回復計画について
- (5) その他

5 議事内容

開 会

齋藤管理課課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第4回太平洋北部会を開催させていただきます。本日の部会につきましては、委員定数15名のところ13名の委員の御出席を賜っております。このため、部会事務規程第5条の規定に従い本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、山下部会長の方から議事進行の方をお願いしたいと思います。

山下部会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、また足元の悪い中、委員の皆様をはじめ来賓の皆様、お越しくださいますことありがとうございます。

太平洋北部会におきましては、昨年9月18日に第3回部会を開催いたしました。前回は、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の検討状況について報告を受けました。また、第2期資源回復計画対象魚種候補として仙台湾周辺の沿岸性カレイ類について水産庁から提案がありましたが、審議の結果、資源回復計画として検討に着手するかどうかを関係漁業者と更に協議を進めることとなりました。

本日の部会におきましては、5つの議題に分かれております。まず第1でございますが、平成15年度の資源回復計画関係予算について、水産庁から説明をいただきます。

その後、第2番目の議題ですけれども、関係漁業者と協議を進めてきた沖合性カレイ類資源回復計画の漁獲努力量削減措置の具体的内容が固まったとのことでございますので、計画内容について御審議いただきたいと思っております。

第3番目の議題ですが、この計画に関係しますサメガレイ・ヤナギムシガレイのT A Eの設定について事務局より説明をいただきたいと思っております。

そして4つ目ですが、現在主に北部太平洋まき網漁業協同組合連合会において検討が進められているマサバ太平洋系群資源回復計画について、事務局から御説明いただいて、そして御審議いただきたいと思っております。

それから、5つ目はその他になっておりますけれども、これは何か予定していることが一つあるようでございますが、そのときになってまた御紹介したいと思っております。

最後に、委員の交代がありましたのでそれについて報告させていただきます。茨城県海区漁業調整委員会から、これまで篠崎委員にお越しいただいておりましたが、篠崎委員にかわりまして新たに山田委員が互選されました。御紹介いたします。茨城県互選委員の山田委員でございます。

山田委員

篠崎会長が昨年 10 月におやめになりましたので、その後を引き継ぎまして海区漁業調整委員会の会長となりました。そういう形で広域委員会に呼ばれたということもございます。よろしくお願いいたします。

山下部会長

それでは、議事に入る前でございますが、本日、水産庁から高柳管理課長にお越しただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

高柳管理課長

ただいま御紹介がありました水産庁の管理課長の高柳と申します。この 1 月から管理課長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

本日の広域漁調委第 4 回太平洋北部会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日御多忙のところ、また悪天候の中、本部会に出席していただき、誠にありがとうございます。

現在、水産庁におきましては、水産基本計画の着実な実施を図るために、庁内に水産政策推進本部を設置し、この中の水産業の構造改革部会の中に資源管理チームというのをつくりまして、TAC 制度などの今後の資源管理のあり方について検討を進めております。

また、資源回復計画につきましては、御承知のとおり、平成 13 年度から取り組みが始まっておりますが、サワラ瀬戸内海系群をはじめ、現在までに 3 計画を公表しているところでございます。これらについては今年度より取り組みが始まっておりますが、対象魚種がありますサワラ、ズワイガニ等豊漁に恵まれまして、関係漁業者の取り組みも力が入ってくるものと期待しております。

当部会におきましては、第 1 期計画として、沖合性カレイ類資源回復計画につきまして、昨年 2 月 19 日に開催されました当部会で議案につきまして御了承いただき、その後水産庁並びに関係者で、沖合性カレイ類の資源回復計画の細部について最終的な調整を行ってきたところでありますが、本日の部会におきまして最終案を御提示するところまできたところであります。これも、ひとえに関係者の皆様方の御理解と御協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

本日の部会におきましては、ただいま部会長から御紹介があったような議題につきまして御議論いただくわけでございますが、限られた時間ではあります、忌憚のない御議論が交わされ、有意義な会議となりますように私からも切にお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山下部会長

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前にお配りしてございます資料の確認を行いたいと思っております。事務局の方からよろしくお願いいたします。

齋藤管理課課長補佐

資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿といった事務的な資料となっております。資料1として予算関係の資料、資料2-1として沖合性カレイ類資源回復計画の主な変更点、資料2-2として資源回復計画の本体案、資料3としてT A Eの設定に関する案、資料4がマサバ太平洋系群の資源回復計画について、参考資料として鯨類の決議文書となっております。また、委員の皆様のお手元には、T A C、T A E魚種の資源評価に関するパンフレットと冊子を配付してあります。

特に欠落等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。何かございましたら、また事務局までお申し出ください。

議事録署名人の指名

山下部会長

続きまして、後日まとめられます本部会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。部会の事務規程第11条で、部会長から2名以上を指名することとなっておりますので、僭越ではございますが、私の方から指名させていただきます。

今回の部会議事録の署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から福島県の佐藤委員の方をお願いできますでしょうか。それから、大臣選任の漁業者代表委員の方からは鈴木徳穂委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議題1 平成15年度資源回復計画関係予算について

山下部会長

それでは、議事に移ります。議題1は「平成15年度資源回復計画関係予算」でございます。資源回復計画では、漁獲努力量の削減などの資源回復措置を実施するに当たりまして、漁業経営に対する財政支援というのが大変重要な措置になっております。平成15年度の関係予算について事務局より説明をお願いいたします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料1の「資源回復のために講じる施策と関連・支援措置」に基づきまして説明させていただきます。

まず1ページの横表ですが、文字が細かくて恐縮ですが、資源回復に関する措置を並べてあります。こちらの方は大きく分けて2つございまして、まず資源回復措置として、これは資源回復計画を推進していくための直接的な支援措置、例えば休漁に対する支援措置や減船に対する支援措置となっております。そして関連・支援措置ということで下の方に分けてありますが、これは側面的支援と申しますか、計画を作成していくための助成、漁

業者の協議会を開くための助成ということとなっております。

細かい説明については省きたいと思いますが、今回財務省に要求していくに当たりまして、全体予算の厳しい中で、資源管理については国が行うべき重要な施策ということを経済省に了解していただきまして、増額できるものについては増額ということで対応しております。

それでは、特に資源回復計画について関係の深い予算について説明していきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、2ページ目の資源管理体制・機能強化総合対策事業ですが、こちらの方は前回の部会でも御説明した内容と特に変わったものはございません。これにつきましては新規予算という形になっておりますが、これはそうではなく、前年度の継続予算を整理・統合して新しくまとめて、形式上は新しい予算という形となっております。

事業内容については、2.の(1)番として資源管理に必要な情報の提供。これは海況情報などを提供するものです。

2.の(2)番ですが、多元的な資源管理型漁業の推進ということで、これは漁業者の皆様が自ら取り組んでいただく資源管理型漁業について、良・質・コストを一体的にとらえた推進をしていくというものです。また、新しい取り組みとしては漁協の行う資源管理・営漁指導指針の策定への支援があります。漁協の地区内で魚価、コストといったものを勘案して、最も適した生産方式を示す指針をつくるものを新たな取り組みとして入れてあります。

2.の(3)は広域的な資源管理への協力ということで、資源回復計画の作成及び普及の推進。こちらの方は資源回復計画の作成にかかる県内漁業者の漁業者協議会の運営といったものに対して助成するというものであります。この中で新しい取り組みとしては、今年の4月から実際的には動き始める漁獲努力可能量(TAE)の報告・集計・管理体制のシステム整備を図るというものが新しく盛り込んであります。

そして(3)の漁獲可能量の適切な管理、こちらの方はTACの集計・報告に関する費用となっております。

続きまして、3ページ目は資源回復推進等再編整備事業ということで、こちらの方は平成14年度から実施しております資源回復計画に基づく減船のための支援事業となっております。6.のところ、予算額が若干前年度予算額に比べて減少となっておりますが、これについては資源回復計画以外の資源管理型などのタイプの減船を縮小した結果、こちらの方で若干予算が下がっているところであります。

続きまして、4ページ目の資源回復計画推進支援事業(拡充)でございます。これも減船の事業と同じ平成14年度から実施している事業で、資源回復計画に基づく休漁の措置、また漁具改良の取り組みに対して支援する措置ということで、予算額は前年度4億円だっ

たものが、6億円となっています。これから資源回復計画が当然増えてくるということで、所定の額を増額しております。こちらの方は若干予算の消化率が悪いということもございまして、予算消化率がこのまま非常に悪いということになりますと、それがそのまま次の予算にはね返ってくることにもなりかねませんので、こちらの方の活用も県の方にお願いをしていきたいと思っております。

次に、5ページ目は資源回復支援基盤整備事業（新規）とありますが、こちらの方が平成15年度予算の中の一番の目玉ではないかと考えております。これも前回の部会で説明しましたが、資源回復計画に基づきまして、休漁する漁業者の皆様のための雇用の場の確保対策ということで、休漁している漁業者の皆様を活用しまして、公共事業である漁場環境保全事業、ごみ掃除や海底耕うんといったものやっいていこうという趣旨の事業であります。

こちらについては、現在水産庁の計画課を中心として事業のヒアリングを行っているところでありますが、まだ残念ながら、具体的に事業の実施の目処が立った県はないということでございます。これについては初年でもありますが、特に県の公共事業、土木担当ですが、こちらの方が難色を示しているということです。従来の保全事業は、例えば耕うんした漁場の面積や回収したごみの量、こういった土木事業的な事業量に比例して漁獲量が増大するというので効果を算出してきております。つまり効率的に土木事業さえ行えば、その事業量に比例して効果が上がるという算出方法をしていることから、どうしても土木的な効率を追求するところに目が行ってしまうこととなります。

このような考え方に立ちますと、どうしても小さな漁船を活用してやった方が工事専門船を使ってやるよりも効率が劣る、漁船の活用は難しいということで、土木担当が難色を示しているということを聞いております。ただ、こういう考え方については、魚が無限にあれば当然その事業量に見合っ漁獲量が上がっていくことは考えられるんですが、実際には漁場をいくら整備しても、資源管理をきちんとやっいていかないと漁獲量は増大していかないということになります。このため、資源回復支援基盤整備事業、新規事業については、その事業実施後の資源管理を行いまして、具体的には資源回復計画の効果についても事業効果として算出できるようにする必要があります。

今なかなか進んでいないところですが、今後、計画課を中心として、新たに資源回復計画の効果をもどのように盛り込んでいくかといった具体的な費用対効果の算出方法や契約の仕方について検討を進めていくこととなっております。また、この事業を起債対象とすべく現在総務省に対しても要求中でございますので、関係する道県におかれましては、本事業を積極的に活用することによって漁場の保全及び資源回復を効率的に進めていただくようお願いしたいと考えております。

最後に、6ページ目の我が国周辺水域資源調査等推進対策ということですが、これはこちらに書いてあるとおり、資源管理の一番基礎となる資源調査を水研の方に委託して行っ

いくという内容となっております。

今説明しました事業を総合的に図ることにより、資源回復計画の着実な推進を図っていきたくて考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局の方からは以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

この件について何か御質問等ございませんでしょうか。

今は水産に限らず財政の事情がますます厳しくなる中で、このように現状維持ないし、微増、新規というふうにいるいろいろと新しいものも出てきたりして、随分と力を入れていただいているんだなということが、金額としても、項目としても現われてきてありがたいことだと思っております。資源の回復計画やT A Eなど、新しい事業にうまく活用できるように我々としてもいろいろと考えて努力したいと思っているところでございますが、皆様の方で何かお気づきの点、あるいは御質問等ございませんでしょうか。

木村委員どうぞ。

木村委員

この部会が始まる前に、あるいは始まってからの進め方として、2割の漁獲量を減らしていくんだという前提から進んでいると思うんですが、ここで「減船」という表現が出てきましたが、考え方としては、減船がやはり一番適しているんじゃないかと私も考えております。国に対して、減船というのが具体的に見受けられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

山下部会長

お願いします。

佐藤資源管理推進室長

漁獲努力量の削減については、今の表の1番目にもありますようにいろいろな手段がございます。減船が非常にわかりやすいし、結果的にこれがもしかすると一番の効果になるのではないかと考えておりますが、もう一方、今まで行われた減船は、動機が経営的に非常にうまくいかないというのが大きなきっかけになっていました。仲間が多過ぎるから、10人のうち2人3人減ることによって残りの人の分け前が増える。それが残る人のプラスになるということで一つの減船の流れがありました。

私もも資源回復に当たって、資源が回復しても経営的に見通した場合に難しいとか、資源回復に取り組んでいる過程において経営的に行き詰まるとか、そうしたときに減船というメニューを用意しておこうということで始めました。しかし、実際に資源回復計画をやりましようと言って話をしたときに、まず減船ありきというところから国として働きかけるとするのは、正直言って極めて漁業者にとっては深刻な問題をいきなり突きつけるということになります。

私どもも減船の資源管理に与える効果は十分知っているところでございますが、現実には無駄な獲り方をしているとか、今の経営の中で何とかやっつけていける支援措置など、そういうものを積み上げながら、それで出発して、その中でやはり減船が必要だと漁業者が経営面を考えたときには、それを強く働きかけていくことが必要かなと思っております。船が多過ぎるのではないとかいろいろの見方はもちろんあると思うんですが、私どもとしては資源回復計画をまず動かす。その結果を見る。その上で経営等を総合的に判断して、その中でも十分ではない、更に休漁が必要とかいろいろの問題が出てきたときには、その中で減船も必要性が高まってくるのかなと今考えているところであります。

山下部会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

議題2 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画について

山下部会長

それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。これは「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画について」というものです。これについては第2回の部会で原案を承認いたしました。これについては、保護区の設定について関係漁業者と細部を詰めることになっておりましたが、内容がまとまったこと、これに合わせて回復目標の設定等について一部変更があるということで、改めてその変更案について本部会の審議を求めていますので、この点について事務局から説明をお願いいたします。

寺谷企画調整係長

それでは、議題の2「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」について、私の方から説明したいと思います。資料については資料2-1、資料2-2と2つございます。昨年第2回の太平洋北部会で、この太平洋北部沖合性カレイ類の資源回復計画については、ただいま部会長の御説明にあったとおり、原案について当部会の御承認を得たところでございます。その後、具体的な漁獲努力量削減措置の部分について関係者と詰めてきたわけですけれども、前回第2回の計画案と、今回資料2-2で御提案しております計画案の主な変更点について御説明したいと思います。

これについては資料2-1に整理してございますが、1点目としては、1番目の資源の現状と回復の必要性の中で、対象資源の特性、資源水準の現状の部分についてでございます。これについてはこの計画の対象魚種、サメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアンコウ、特にサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キアンコウについては、平成14年度から国の資源評価対象魚種に追加されましたので、前回秋の部会のときに資源状況について御説明しました平成14年度の資源評価結果に基づく内容に時点修正してございます。

それから、次に資料 2 - 2 の 5 ページ目の部分でございますが、資源の利用と資源管理等の現状の部分です。後ほど御説明しますが、漁獲努力量の削減措置の保護区の設定について保護区が具体的になってきた時点で、一部保護区について千葉県の中合底びき網漁業が操業している場所があるということが判りまして、千葉の中合の方にもこの計画について協力を願う部分が出てきましたので、関係漁業の現状のところ、千葉の中合底びき網漁業を追加しております。

また、次の漁獲量、漁獲金額の推移の部分についてでございますが、こちらで今まで文章で、中合底びき網漁業の漁獲物の魚種の変遷ですとか、小型機船底びき網漁業の 1 漁労体当たりの数量、金額が落ちてきているということを文章のみの説明をしていたのですが、わかりやすいように 6 ページ、7 ページにグラフを追加しております。

続きまして、資源回復の目標の数値でございますが、8 ページから 9 ページにかけてになります。こちらについても具体的な努力量、削減措置の内容が固まりましたので、そちらに合わせて再度資源管理効果についてシミュレーションの計算をし直して目標値を変更してございます。前回の昨年 2 月の案のときは、親魚の保護なり、対象とする魚種の小型魚の未成魚の保護がほぼ理想的に行われた場合について、各魚種とも 2 割増加という形で目標を立てておりましたけれども、今回保護区を設定するという事で、それに基づいて再度計算したところ、サメガレイ、キチジについては 5 年間の保護区の設定の措置後 5 % の漁獲量の増加、それから、今漁獲量がどんどん減少してきておりますヤナギムシガレイ、キアンコウについては、現在の資源水準、中位から高位にございますが、これを維持する。減少を食いとめて漁獲量なり資源の水準を維持するという目標に変更してございます。

次に、4 番目として具体的な努力量の削減措置の部分でございますが、サメガレイ、キチジについては、親魚保護のために、漁獲が一番多い時期に海域ごとに 2 カ月間の保護区を設定する。またヤナギムシガレイ、キアンコウについては、小型魚が漁獲対象となり始める 4 月から 6 月の間について保護区を設定するという内容に固まりました。

具体的には資料 2 - 2 の最後に図が載っておりますが、サメガレイ、キチジについては青森から宮城県の沖合海域ということで、それぞれ時期としては青森県の沖合、一番上のところの台形を横に寝かしたような形の保護区でございますが、ここについては 5 月 1 日から 6 月 30 日の間、それから真ん中にある岩手県沖になりますが、こちらについては 3 月 1 日から 4 月 30 日、それから、一番下にあります宮城県沖については 2 月 1 日から 3 月 31 日まで、それぞれ 2 カ月間保護区を設定する。サメガレイ、キチジについては、それぞれ県の沖で主に多く獲れる時期がずれてきておりますので、それぞれの漁獲が多くなる時期に合わせて保護区の期間も設定しております。

また、右側がヤナギムシガレイ、キアンコウ対象の保護区となっておりますが、こちらについては福島県の沖合に 1 カ所、茨城県の沖合に 2 カ所の 3 カ所でございます。大きさとしては東西、南北ともに 4 マイルから 5 マイル程度の大きさでございますが、こちらに

については4月1日から6月30日まで、3カ月間の保護区となっております。未成魚が漁獲の対象というか網に入り始める時期が大体4月ごろからということで、4、5、6の3カ月プラス、従来から7月、8月が操業禁止期間になっておりますので、計5カ月この海域については海を休めるということになります。

本文の方に戻っていただきたいんですが、9ページ目です。これら保護区の設定ということで、5カ年やっていくことが各関係漁業者と協議を進めながら決まったわけですが、この中で先ほどヤナギムシガレイの保護区、4、5、6の3カ月と言いましたが、11ページのところに文章で海域なりが正確に書いてございます。この中でヤナギムシガレイ、キアンコウの真ん中の保護区は茨城県の北部の保護区となりますが、こちらについては6月1日から6月30日までは底びき網でスルメイカの漁場になっていて経営に与える影響も非常に大きいことから、スルメイカの操業をする場合に当たっては、ある一定の条件を付けてそれを認める。ただし、底魚を対象とした操業についてはやらないという形になっております。

これらの保護区を5年間やる中で、先ほど言いました目標を達成していきたいと考えているわけですが、5年間保護区を実施した後、また漁場を開放することになりますと、いろいろシミュレーションをやってみたんですが、再び資源状況が低下する可能性が非常に高い結果となっております。また現在の5年間の努力量削減措置の効果も、5%増と5年程度では余り出てこないということから、保護区の拡大や小型魚保護のための漁具改良、例えば漁場清掃等の組み合わせで、一部の漁船を休漁するなどの追加措置を支援事業と組み合わせる中でやっていかなければならないと考えておまして、これらについては毎年の資源状況を見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。

最後の部分ですが、主な変更点、6番目の資源回復のために講ぜられる措置の支援策の部分で、漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策という項目がございますが、本文では10ページ目の上段の方にございます。保護区の設定に直接支援する事業については、先ほど議題の1でありました資源回復支援推進事業の中でも、休漁漁船の活用や漁具の改良等の支援メニューはありますが、保護区の設定による漁獲量の減少の部分がどれぐらいになるかというのがなかなか見込めないものですから、支援事業の中ではこれに対するメニューはございません。そのため、計画当初では、この保護区の措置に対する直接の支援はないのですが、先ほど言いましたように改良漁具の導入ですとか一部の休漁等の追加措置を講ずることとなった場合については、当然当該事業による必要な支援を行ってきたいと考えております。

主な変更点については以上でございまして、あとは昨年2月の部会にお諮りした計画内容となっております。若干語句の訂正等がございますが、これが今回最終的に御提案する太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画(案)ということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

山下部会長

ありがとうございました。

1年前に話し合っ、それから多少の変更があっ、今回これでやっていきたいということになっているわけですが、これについて何か御意見ございませんでしょうか。

伊妻委員どうぞ。

伊妻委員

今茨城県沖のヤナギムシガレイ、キアンコウについての資源回復の措置と実施期間が水産庁より発表されましたが、この茨城県沖合で操業できる千葉県の沖合底びき網漁船の団体、千葉県機船底びき網漁業協同組合から水産庁に要望書が提出されております。それで私読み上げますので、その後この部会において協議していただきたいと思っ提案します。（要望書写しを委員へ配布）

千葉県機船底曳網漁業協同組合

代表理事組合長 坂本雅信

水産庁長官殿

茨城県南部保護区についての要望

平成 15 年 2 月 14 日に説明を受けた、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」のために講じる茨城海面の保護区について、後日全員協議会を開き討議した結果、茨城県南部保護区は、千葉県沖合底びき網漁船にとって、スルメイカの過去の操業実績から、茨城県北部保護区に比較して格段に重要な漁場となっており、6月にスルメイカ操業が認められる北部保護区を主漁場とする他県沖合底びき船に比較し、スルメイカ操業が認められない南部保護区を主漁場にする千葉県沖合底びき船にとっては、均衡を欠いた厳しい規制措置であるとの統一見解を得ました。これらの見解を踏まえ以下のとおり要望いたします。

要望

北部保護区と南部保護区の規制を同一とし、北部保護区においてスルメイカ操業が行われた場合には、南部保護区においても同様の内容でスルメイカ操業が行えるよう要望します。

以上でございます。

山下部会長

ありがとうございました。

今、伊妻委員の方からは、この部会は太平洋北部の部会でございます、千葉県は南部の部会に属すということがございますので、この要望書を代読していただいたというような形かと存じます。この要望書について、あるいは今のこの問題について何か御意見等ございましたらお願いします。

では、茨城県の山田委員をお願いします。

山田委員

ただいまの御意見でございますけれども、各県地先でもって保護区を設定するということがあるわけでございます。実は茨城県がぎりぎりまでこの保護区設定に時間がかかったというのは、27 経営体の小型底びきと、それから 5 経営体の沖底と、32 経営体で随分いろいろ議論しました。実はスルメイカの部分で時間を食いまして、どうしてもそのところが了承されなければこれに間に合わないという事態になってきまして、茨城県としても時間がもうないということも含めて、それから 32 経営体それぞれやむを得ずという形で、そのスルメイカについては認めたという経緯がございます。

それともう一つは、そういうことに決まったわけでございますが、北部のこの海域は千葉県の漁業者は操業できる海域でございます。ですから、北部で茨城県がスルメイカをやるということであるなら、北部の漁場は千葉県も利用可能ではないかということがございます。我々としては先ほどのような 32 経営体、いろいろ時間を費やしながらやったことを、もしこういう形で千葉県の要望を入れますと根底から覆るようなことになりまして、今年度に間に合わなくなるということも心配されるわけです。

現に茨城県の小型底びきでは、南部地域で 4 月にヤリイカをやりたいんだということもあります。でも、そういうことは皆さんの協議の中で、まあ今回はこれで、という形で封じ込めたこともございます。そういう努力を払いながらやっと決まった部分なので、千葉県の御要望を入れますと、これは元に戻るんじゃないかという懸念がございます。茨城県としても、このままそれがいいというふうなことではございません。茨城県も何とかしてスルメイカの部分は足並みをそろえて、やらないようにしてほしいという同意を得るべく今後とも努力するわけでございますが、とにかくこういう形で決まったところでございますので、この 6 月については何とか茨城県の原案でお認めいただきたいと思うわけです。

それともう一つは、地先それぞれの県でそれぞれ保護区を設けているわけです。そういうふうな形で、保護区というのは獲る場所を決めるわけではなくて、保護する場所を決めるまさに資源回復のもとでございます。そういうことを今後大きくする、あるいはそういう部分をいろいろなところに決めていくということが今後の資源回復に大きな役割を果たすと思いますので、その辺もひとつお考えになって、茨城県で 2 つの保護区をつくったということもお認めいただいて、どうか先ほどの南の方、南と言っても茨城県の海域なんです。茨城県の海域の南の方の部分に千葉県が参入したいという部分は、こういった事情もございまして何とか撤回という形でやっていくか、あるいは今後とも議論するとしても、この 6 月にはやらないでいただきたいということをお願いできないでしょうか。

以上でございます。

山下部会長

ありがとうございます。

今御説明と提案をいただきましたが、それについて何か。佐藤室長からお願いします。

佐藤資源管理推進室長

それでは私の方から、今の千葉県の沖底の組合の方からの要望、それから茨城県からの海区代表であります山田委員のお話を踏まえて、この場で議論をしていただく一つの方向性のたたき台のようなものを発言させていただければと思います。

先ほど伊妻委員が発表されたのというのは、伊妻委員は沖合底びき網漁業者の代表として選任されている立場から、千葉県の沖底の意見を発表したということでございます。伊妻委員はもちろん茨城の沖底の利益を代表する方でもありますし、千葉県の方が茨城以北で操業される場合の代表でもあります。そういうことで形式的には代表の意見が反映できることになっているのを前段で申し上げます。

そもそもこの問題は、今茨城県の山田委員からもありましたように、大変熱心に取り組んでいただきまして、お聞きしますと、茨城県の中では一人一人の漁業者、30数名の方に全員面接して、一つ一つどこがどういうやり方がいいか、本当に下から積み上げてきたということに相当時間がかかったわけです。それで、今山田委員から言われましたように、いろいろ困難な調整の結果のぎりぎりの案としてまとめたものであります。だから、これを変更するというのは、事実上すべてが崩壊するという御意見でございます。

一方、最終段階で私どもが千葉県さんの方に、操業区域が重なるということがわかりまして御意見を賜りに行ったんですが、その際にどうも北と南を見たときに、これは結果として茨城県さんにそういう意図がないにしても、スルメイカを同じようにその水域で獲る、専ら南で獲っている千葉県の方から見ると、やはりこれは均衡を欠いたものであるというふうな主張がございまして、それぞれの意見が実は今も対立したままであります。

私どもとしても、それぞれにおいて非常に主張する根拠があると、それだけの背景があるということなので、これを漁期の規制開始、4月から始まりますけれども、この前に抜本的な解決を図るのは極めて困難であるというふうに判断せざるを得なかったわけでありまして。そうすると、どうなるのかということですが、実は問題となっているスルメイカの操業は、イカそのものの回遊関係を見てもわかるように、必ずこの水域の部分で、茨城県の北側で必ず形成されるというものでもない。仮に北側で形成されたとしてもその場でき獲れないものではない。また、そこに形成されたからといってその魚はある程度移動する。このため、水域全体として利用する中で何とか保護区では実態的に操業を我慢し、抑制してもらえないか。そういう趣旨で今回は、結果としての解決を図っていくしかないんじゃないかというふうに考えたわけでございます。

ただし、なぜ水産庁がこの問題をここまで調整がつかずにこの場に持ち込んだのかということについて若干言いわけになるんですが、実は先ほども御説明しましたように、平成13年度から着手した計画は5つありまして、この後に御説明します卓越年級群待ちのマサバを除きますと、残り3計画は既に策定・公表が終わっております。ほとんどが実行に移

っているんですが、この計画が他と比べなぜこんなに策定が約1年も延びたのかという背景の一つは、ほかの3つの計画というのは、ある程度過去から一定の資源保存管理措置を講じてきたか、既に瀬戸内海には3年も前から、実はサワラの問題を何とかしようということでその協議が始まっていたその流れで、そういう計画をまとめていけたということがあります。ところが、この海域は沖合性の底魚を対象とした広域、このような幅広い組み立てで、一体となって取り組もうというふうな取り組みは初めてであります。そういうことで、どうしても各地においての合意形成に早い遅いはありましたけれども、全体としては最終的に大変な時間を要してしまった。これが一点です。

もう一点は、私どもも最初にこの計画を組むときに、千葉県の関係漁業者もこの水面で操業している、今回の対象水域も操業水域に含まれていたということはわかっておりました。ただ、各県の水揚げなどから見たときに、千葉県さんの水揚げは全体に比率が少ないというふうに判断して、ちょうどブロック分けが茨城県までなったものもありまして、とりあえず青森県から茨城県までの関係漁業者で協議を行って、それぞれの地先、最も自分がよく知っている地先の規制がある程度固まった段階で、それを入会関係の県に持って行ってそこで再調整する、こういう段取りをとったわけであります。

そういうことで、最終的に茨城県の地先の調整案がこの1月12日によく固まったんですが、実はその前からうすうすわかっていたんですけれども、千葉県さんとの協議が必要になってきたということで、直ちに協議に入ったわけですが、これも1月末になったということで、実はその段階で初めて南の水域について、千葉県さんの沖底船については、イカの操業について重要な漁場であるということが判明したわけであります。そういうことでこの数週間それぞれの御意見を賜ったんですが、結果的に保護区の一部について、先ほどの案の一部について合意が形成されないままとなっています。

しかし、早い県では県内の計画については昨年の6月に、これは岩手県さんが一番早く業界の中で決まったんですが、6月に保護区が決定しております。それから、先ほどありましたように青森県さんから福島県さんにかけての保護区については、関係漁業者協議会の中でそれぞれ協議を他県にも諮りまして、これについては入会県を含めて同意を得ているところであります。そういうことで本計画の策定・公表を遅らせることはその実施も遅れるということですので、これ以上この公表を遅らせることは適当でないと思っております。

それで水産庁としては、何とか資源回復計画の初年度においては、ここに挙げております規制案、つまり茨城県の北保護区について、限定的に認めるというその規制案のまま何とかお認めいただけないか。ただし、今山田委員からもありましたように、茨城県の中も、決してここを積極的に使うべきだということではなかった、ぎりぎりの調整で認めたという背景もあるようでございます。この資源回復計画においては除外規定がございますが、現実として北保護区において茨城県の沖底の方、もちろんそれ以外の入会の方も含めて、

何とかこの6月の操業を極力抑制していただきたいというふうな働きかけをしたいと考えております。

一方、どうしてもこの漁場を開かざるを得ないということで仮にこの計画には認められているじゃないかということで、もし茨城県の漁業者の方がここで操業されたとしても、この南保護区においても、漁場形成その他もございしますが、千葉県の関係漁業者にはそこを操業しないように同様に極力関係者に強く働きかけていきたいということで、結果的にここによる実質的な規制が遵守されることとなる様に私どもとしては努めていきたいと考えている次第であります。

いずれにしても、私が今言っていることは形式論と実態論の間で矛盾が起こります。計画に認められているにもかかわらず、操業しないでくれという要請をする。茨城南部保護区については、計画には除外規定はないけれども、場合によっては最後は関係漁業者の決断に任せざるを得ないという形式論、実態論の矛盾は残ります。ただし、今回の規制の担保措置については、まず漁業者の自主的規制、つまり公的な規制は、当面はかけないということもあり、法的な問題までは生じません。とにかくこの資源回復計画を進めていくために、初年度においてはこのような形で解決を図るように私どもで努力していきたいと思っておりますので、今後この問題の本質的なものを図るため関係者と私ども精力的に協議を進めていくことで、本日のこの提案について、関係委員に御理解いただければと思うわけです。

なお、先ほど茨城県の山田委員からもありましたように、当初我々が資源管理の枠組みをどうするかというところで処理してしまったんですが、千葉県の地先においても実はこれらの魚種については漁獲が見受けられております。そういうことで、さらに一体的に関係者が保護体制を組み立てるという趣旨からすると、今後千葉県沖、これは海面としては南部会の対象区域に入ってきますが、その区域において必要な保護区域などの措置について関係漁業者に今後働きかけていきたいと思っております。

最初私どもとしては、千葉県さんについては、この海面だけの規制をお願いするという形で持ちかけたんですが、むしろ純然たる千葉県の地先の海面においても、このような措置を一体となってやっていただけないかということは今後働きかけていきたい。これがもし認めていただいて実現すれば、この計画は太平洋の北部会と南部会の共管の計画になる。そうすると両方の委員会でそれぞれ審議してやっていく。これを1年遅れに事実上なりませぬけれども、早めにこの計画修正をこの秋の委員会もありますので、何とかそういう形でよりいいものに、今回調整がつかなかったことを解決し、よりいい方向に結びつけるということで、この6月についてはそういう形で働きかけるということで御理解いただければと思います。

山下部会長

今説明をいただいたんですが、実は私自身は数日前にこういう事情があるということとは

聞いていたので話についていけるんですが、もしかして初めてお聞きになって、なかなか話の整理がつかないという方がいらっしゃると思って一応申し上げますが、今のお話は資料2 - 2の11ページです。私は個人的には保護区に将来名前をつけるといいんじゃないかと思うんですけども、保護区が北の方から6個ありますが、その下の2つが茨城県の北と南というふうに通称で呼んでいる保護区です。この北の方には、ただし、6月1日以降、スルメイカを対象とする操業について別途条件を定める。6月だけはスルメイカは獲ってもいいというふうにしてあります。

その漁場自体は、漁場図としては資料2 - 2の一番最後についている3つ囲ってある中の真ん中のところ、ここではスルメイカの操業を6月だけは認めるという文言がついています。それは茨城県の船だけではなくて、実際には千葉県船も入れるけれども、実際に操業しているのは茨城県である。千葉県はむしろ南の方の漁場でよく操業しているが、ここでは6月は認められていない。千葉県としては、同じ条件でやってほしいという趣旨だったと思います。

私の拙い整理では余り整理になっていないかもしれませんが、これについてどなたか御意見がございましたらおっしゃってください。

ここに書かれている形式のことで、それから実態のことが多少一致しないけれども、その中で当面やっていきたいというのが佐藤室長からの提案でございました。将来的な話としては、一部南部会の守備範囲にも入ってくるようなお話がございましたが、そういうことも見越した上でというか、これについて何か御意見がございましたら。

澁川委員どうぞ。

澁川委員

私もそんなに詳しく事前にこの話を聞いているわけではないんですが、私どもこういう会合で常に気を配らなければいけないのは、例えば11ページの一覧を見たときに、それぞれ内容が少しずつ違うなという感じはあるんですけども、具体的な措置内容のところを下から2つ目、茨城の北海面においてただし書きがついているのは、やはりちょっと異常だというふうに見える。これは普通パツと目にはそうなるわけでありませぬ。

ただ、この問題、そういう意味からすると佐藤室長さんのお話にありましたように、我々がこの会合でどこまで詳細に触れて協議できるかと言えば、ほとんどそれは不可能に近いわけでありませぬ。調整問題はいずれも相当長い期間を経て、こういう形で表に出てきているということを私も幾つも経験している中からすれば、余りいい格好ではありませんけれども、水産庁の佐藤室長さんのお話のような解決方法が実際的ではなからうかという感じはします。それは結論です。

私は南部会の方の代表も務めておりますので、今度はそっちの方から見たときに、これは北部会において討議の結果、このような保護区の設定を新たにしようという決断をされた努力の一つ敬意を表したいと思います。南の方はこれからだということからすると、南

の方は北部会の先行的努力に対して敬意を表し、協力を申し上げるという話は考えなければいけないことではないかというふうに見れるわけであります。

当然ながら千葉県さんの方の御心配はあろうかと思いますが、そういう要望もあったということを踏まえて、佐藤室長さん、先ほどの説明はいま一つよくわかりませんでした、言われていることとここに上がっている話がどこか矛盾している、自ら矛盾されているとこういう話をされておりましたけれども、長時間かけてここに至られた経過を推察すれば、それは現在段階において採択せざるを得ない措置であろうと私は思います。そういう意味からするとやむを得ないのではないかと、私は意見を申し上げさせていただきます。

以上です。

山下部会長

ありがとうございます。

今やむを得ないのではないかというお話もいただきましたけれども、ほかの委員の方。澤口委員どうぞ。

澤口委員

ただいまの佐藤室長さんの説明、非常に理解できない、あいまいだと。私ども漁業者としては非常にこれは困る発言だと思っております。ただ、この問題を今まで時間をかけて協議してきた茨城県の方々にお尋ねしますけれども、茨城県としては今佐藤室長さんの言われたことでよろしいのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

山田委員

私どもは、この原案どおりでいけば一番いいと思っているんですが、今のようなお話がありますと、ほかの県の人たちのそれぞれのお考えもあるでしょうから、このままやっていくと時間切れになって、この保護区設定ができないということを考えれば、それもやむを得ないんじゃないか。灰色というか、ちょっとあいまいな部分もごさいますけれども。再三申しますように、私どもも積極的にこのスルメイカを容認したわけではないと。ただ、沖底がどうしてもその1カ月分だけやらしてほしいと、そうしなければこれがまとまらないということがございましたので、そういう積極的ではない部分での賛成をせざるを得なかったということもごさいますので、その辺をよくお酌み取りいただいて、私はそれで結構かと思えます。

山下部会長

よろしゅうございますか、ほかの方。

結局、茨城県の沖底の方々におかれても、今日このような議論があったということはまたいろいろな形でお耳に入れていただきたい。必要なら私が説明に参ってもよろしゅうございますけれども。そうやって茨城県の沖底にだけ、文言上は非常に特別の措置があるようには見えるけれども、それについては、ここでいろいろな議論があって、恐らくこれから暗黙の了解で保護区は保護区としてやっていくんだという決意も行われたんだというよ

うに解釈してよろしゅうございますでしょうか。

これは茨城の保護区の話でございましたが、もうちょっと拡大して、この議題全体としては保護区は全部で6つございまして、この保護区全体、こういう条件でやっていっているかということ、それからもう一つ事務局の方からは、保護区を設定しただけではいろいろな助成措置、支援措置がつかないので、今後いろいろほかの休漁なりその間の海底の清掃なり、そういった更なる資源回復の措置を組み合わせ、補助の対象になるようにと言いましたら適当ではないですけれども、より実効性のあるような保護にしていきたいという提案も事務局の方からあったと思います。

今回は、この保護区を設定するという御承認をいただければと思いますが、そのときには更なる保護措置もこれから考えていくということも一緒にお考えいただきたいと思います。それでこの件について承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画については、今後水産庁において必要な事務手続を経た上で、公表することになります。よろしく願いいたします。

議題3 サメガレイ及びヤナギムシガレイに対するT A Eの設定方向について

山下部会長

それでは、3番目の議題に入ります。「サメガレイ及びヤナギムシガレイに対するT A Eの設定方向について」ということです。

T A Eについては、水産政策審議会で審議される事項でございますけれども、資源回復計画と密接に関係していることから、前回の部会において、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」に係るサメガレイ・ヤナギムシガレイのT A E設定の基本的な考え方について水産庁より説明をいただきました。今回は、より具体的な設定内容について事務局から説明していただくということでございます。よろしく願いいたします。

寺谷企画調整係長

それでは、引き続き私の方から御説明します。資料3の方をごらんください。

前回の部会では、サメガレイ、ヤナギムシガレイのT A Eの設定に当たりまして、基本的な考え方について御説明しましたが、今回は保護区ということで具体的に回復計画の方の中身の方ができましたことから、それに合せてT A Eの方がどういう設定になるのかということについて御説明したいと思います。

資料3の一番最後に括弧書きで書いてございますけれども、T A Eについては、資源管

理法の中で基本計画を定めて、関係漁業、都道府県の方に配分するという形になっておりまして、これについては法律の中で水産政策審議会の審議事項となっております。水産政策審議会の資源管理分科会の方で御審議願うのですけれども、これについては3月7日に開催予定でございまして、こちらの方に今回サメガレイ、ヤナギムシガレイのT A Eを追加した形の基本計画の変更について御審議願う予定でございまして。

それでは、中身の方について御説明します。

まず、1の設定の考え方でございますが、基本的に資源回復計画の方で漁獲努力量については保護区の設定ということで削減しますが、それ以外の部分については、漁獲圧力が高まる可能性が高いところに対して、従来どおりの漁獲圧に抑える。今以上に漁獲圧力がほかの部分で高まらないようにするために努力量の上限を設定して、漁獲努力量を管理していくというのが基本的な考え方です。

次に2番目の対象となる採捕の種類でございますが、これは当然回復計画本体の方の関係漁業でございます沖合底びき網漁業、それから、青森、福島、茨城県の小型機船底びき網漁業の方にT A Eについては配分していくことになります。

また、努力量の内容、単位でございますが、こちらについては操業日数と許可隻数を掛けた操業隻日数という形でT A Eについては設定していくことを考えております。

また、具体的な設定海域でございますが、サメガレイについては、先ほどの資源回復計画案の方で御説明したように、それぞれの保護区で保護の設定期間が違っております。そのため青森沖、岩手沖、宮城以南の海域の3つに分けまして、それぞれの保護期間、後の5番目に設定期間とございますが、それぞれ保護区を設定する期間について、それぞれの海域ごとにT A Eの期間を設定したいと考えております。

ということで、青森の沖合の海域については5月1日から6月30日、岩手県の沖合については3月1日から4月30日、宮城県以南の沖合については2月1日から3月31日という形で設定したいと考えております。

また、小型機船底びき網漁業の方ですけれども、こちらはサメガレイ、キチジも含めて保護区の設定に関係してくるのは、青森県の太平洋側の小底が関係しますので、こちらについては青森県の太平洋側の地先水域という形で水域を設定したいと考えております。

また、ヤナギムシガレイでございますけれども、こちらについては福島県から茨城県の沖合で保護区が3カ所ということで、期間については保護区の方が4、5、6の3カ月間と共通なものですから、沖底の方の海域としては福島、茨城県の沖合海域。ただし、先ほどサメガレイと一部、一番下のウの宮城県以南の海域が重ならないようにするのに、ここについてはサメガレイの方が水深500メートル以深の海域をサメガレイの海域、それから、水深500メートル未満の水域をヤナギムシガレイの水域という形で分けたいと考えております。

また、小型機船底びき網漁業の方に関係してくるのは福島県と茨城県の小底の漁業でござ

ざいますが、これらについては福島県及び茨城県地先水域という形の設定にしたいと考えております。

また、ヤナギムシガレイの方の期間については、保護区の方が4、5、6の3カ月ということで、この設定期間にあわせて4月1日から6月30日まで3カ月間という設定を考えております。

ただし、平成15年については既に一部、宮城沖の保護区については2月、3月ということで始まっております。あと3月7日に水政審の方に諮問いたしまして、その後国の基本計画を変更、あと関係してくる県へ小底の分の配分をしますが、今度は県の方の計画の変更という手続もございます。そういった事務的な手続の期間を考えまして、平成15年については5月1日から6月30日まで、この2カ月間についてTAEを設定したいと考えております。

平成16年からは、今言いました期間でフルにTAEの管理をやっていきたいと考えております。そういったことから平成15年については、サメガレイについては青森県の沖合の5月、6月、ヤナギムシガレイについては4、5、6の3カ月ありますけれども、このうちの5月、6月についてTAEを設定して、操業日数の管理していくことにしたいと考えております。

簡単ですが、事務局の説明は以上でございます。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問等ございませんでしょうか。

期間については、既に今はもう2月でございますので、今年度については5月からということになるというお話、今年度というかこの基本計画は暦年なんだそうで、今年については5月1日から6月30日までになるということでした。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議題4 マサバ太平洋系群資源回復計画について

山下部会長

それでは、4番目の議題に入りたいと思います。「マサバ太平洋系群資源回復計画について」でございます。

これまでの水産庁の説明では、マサバ太平洋系群については、卓越年級群が発生したらそのときに資源回復計画を発動しよう、こうやって最大の効果を上げようということがありました。マサバについては、昨年12月に一時的に漁獲量が増大しまして、卓越年級群が発生したのではないかという指摘もございましたけれども、今後の取り組みの方向につい

て事務局から説明をお願いいたします。

取香管理課課長補佐

それでは、私の方から説明させていただきたいと思います。

資料については、資料4で「太平洋系マサバ資源の資源回復計画について」ということ
でございます。

今部会長の方からお話がありましたように、また、以前より太平洋系マサバ資源につ
いては検討対象種ということで、こちらの方の部会でも簡単に説明させていただいておた
かと思いますが、その後それを踏まえまして、庁内関係者及び業界の一部代表の方等と中
身についていろいろ検討してきております。その結果として、今後の取り組み方向につ
いて一定の方向が見えてきましたので、そのことについてここで説明させていただきたい
と思います。

もともと、これは太平洋マサバ資源ということで、資源としては非常に大きな資源であ
ること、一般的によく知られた魚であるということで非常に重要な資源だと私どもは考え
ております。ただ、最近は漁獲量としては非常に少なくなっておりますが、過去を見ます
と80年、正確に申しますと78年ですが、約150万トンぐらいの漁獲があったということ
ですが、その後残念なことに漁獲量については暫減しておりまして、ここ数年間は10万ト
ン以下のレベル、非常に低いレベルで推移してきているということでございます。

これを何とかしたいということですが、太平洋系のマサバ資源については、資源として
みた場合非常に特徴的な性格を有する魚であります。これが今までの資源研究の中で端的
に出ておりまして、90年代ですが、92年、96年の年に卓越年級群が出ております。具体
的な数字で説明させていただきますと、このころ平年は大体新規加入が5～6億尾とい
うことだったんですが、92年については約30億尾、96年については43億尾ということで、
もう数倍という形で卓越年級群が出ております。

基本的には卓越年級群を利用することが資源回復のポイントになる。ここを利用する
ということなんですが、一つポイントになるのは、水産庁の方としても調査なり何なりで、
卓越年級群の発生をなるべく早くタイミングを逸することなく捉えるということが一つポ
イントになってくると思います。そこをどうするかということで、あらかじめ必要な規制
措置の枠組みを準備したいということでございます。

いずれにしても、ここに資料がありますように、まず卓越年級群の発生を利用して資源
回復を図ることが一つのポイントになります。また、通常の間ではなくて、先ほど
申しましたように過去150万トンぐらいの漁獲量があったんですが、現在10万トン以下
ですので、逆に申しますと卓越年級群の活用が資源回復には不可欠であるということ
でございます。ただ、今の水準と過去の水準は非常に開きがあるので、1回の卓越年級群
ですと過去の水準まで持つて行くのは非常に難しい。すなわち数回に分けて卓越年級群
を利用して、かつまた急にやるということになりますと、先ほど申しましたようにマ
サバと申しま

すのは資源的に非常に大きなポテンシャルを持っている資源ですので、そこをかなり規制するという事を考えると、漁業に与える影響も大きいであろうということも鑑みつつ、この計画は第1期という形に位置付けて、今後、数回に分けて資源回復を図る必要があるのではないかと。段階的に資源水準の向上を図る必要があるというふうに考えております。

実際どのような形で進めるかにつきましては、一つ大きなポイントは、これは卓越発生年級群が海洋条件によって出てくるもので、あらかじめ正確に予想することは難しいということですので、そのタイミングを逸することがないように、あらかじめ体制について検討しておきたいということでございます。そういった中で今一つの方向としては、5年間を一つの実施期間ということと考えて、あらかじめ体制について検討していきたいということです。

中身については、まず最初に、繰り返しになりますが、卓越年級群を利用したいということですので、当初は卓越年級群を中心に未成魚の保護を大きな目的として資源回復計画に取り組んでいきたいと思っております。当然のことながら、未成魚保護ということですので、そこで対象となるのがまき網になります。まき網の方で漁獲努力量の削減に取り組むことで検討を進めていきたいと考えております。

当然この段階で保護された魚は、大体3歳ぐらいから成魚となって産卵の方に関わってきますので、当初未成魚保護ということで保護していただいたものが、今度は産卵親魚ということになりまして、その産卵親魚の段階での保護が必要になってくると考えております。

当初は未成魚保護ということですが、それが保護されたものが3～4年たって産卵親魚という形で残ってきた。これを今度は保護していく必要があると考えております。その際には親魚という形で分布海域も広がってくるのが想定されますし、また大中まき網以外の漁業にも親魚ということで漁獲対象になってくると考えておりますので、そちらの方の取り組みについても考えていきたいと思っております。こういったものを踏まえつつ、当面5年間ということで資源回復計画について検討していくということです。

また最初に戻りますが、1回の卓越年級群だけだと、過去の高いレベルまで資源を回復することは難しいと考えられておまして、そこで5カ年間はまず第1期と位置付けまして、更に第1期の状況を見きわめつつ、また次期取り組みについても検討していきたいと考えております。

以上が方針というか考え方でございます。

これを今後具体的にどのような手順とスケジュールで進めていくかということについて、2のところでも簡単に説明させていただいております。

一部は繰り返しになりますが、当面については未成魚保護ということで、まき網漁業者関係を中心に具体的な中身について協議させていただきたいと考えております。

続きまして、まき網の方で保護されたものにつきまして、親魚を全部獲ってしまったら

せっかくまき網の方で保護した意義がなくなってしまう、効果が薄れてしまうということですので、今度は産卵親魚保護について、より幅広い漁業者の取り組みという観点から協議していきたいと思っております。

この協議結果を踏まえまして、具体的な資源回復計画については、本年の夏ごろまでに資源回復計画の中身について具体的に詰めて作成、公表が可能となるよう協議を進めたいと考えております。

以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいまはTAC班班長の取香さんからお話をいただいております。

今は、これからのストーリーというのをお話いただいたと思いますが、それによりまずと、まずは大中型まき網と一緒に、来たときにはすぐに措置ができるようにと。これが稚魚なりの新規加入の保護ですね。その次はまき網以外にも、だんだんとマサバが大きくなってくると次は産卵親魚の保護ということで、取り組みをしていただく漁業種類を広げていくというストーリーをつくっていく。それから、その資源回復計画の全体については、今年の夏ごろまでに取りまとめて公表することができるように協議を進めるということでした。

そういうことで、まずは太平洋北部で操業する大中型まき網漁業が中心となって卓越年級群保護のための取り組みを検討される。それから、取り組みが決まり次第、産卵親魚保護のためのまき網以外の漁業種類の取り組みや太平洋南部水域での取り組みについて協議を広げていくということになります。

具体的な大中型まき網漁業の取り組みの実施時期、その他の漁業や南部水域の取り組みについては、どの程度資源回復計画に書き込むかということについて、今後の協議次第で検討していきます。

ということで、以上のとりまとめでよろしゅうございますでしょうか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

ありがとうございます。それでは、当部会として、マサバ太平洋系群資源回復計画の今後の取り進めについて了承することといたします。

議題5 その他

山下部会長

議題5は「その他」でございますけれども、昨年9月に第2回太平洋広域漁業調整委員会がございましたけれども、そのときに漁業と鯨の競合に関する提言について決議が行われました。最終的な案文については、会長一任となったわけですが、これについて澁川会長の方から御報告をお願いいたします。

澁川委員

参考資料で「鯨類と漁業との競合に関する決議」でございます。ただいま山下部会長からお話がありましたとおり、私の方から報告させていただきます。

ただいまの説明のとおり、提言につきましては、前回の委員会のときに御意見が若干出まして、参考資料のように内容が若干修正されております。私の方に一任されたということでございますので、その修正を入れまして、そこでございますような決議文にまとめ、水産庁に提出しておりますので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

山下部会長

ありがとうございます。この件についてはよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

山下部会長

いよいよ最後でございますけれども、ほかに本日の部会で取り上げるべき事項などございましたら御発言をお願いいたします。

事務局もよろしいですか。

それでは、ほかに御意見もないようでございますので、最後に次回の部会の開催日程について確認しておきたいと思います。次回の部会について事務局よりお願いいたします。

齋藤管理課課長補佐

次回ですが、これは今説明しましたマサバ太平洋系群の資源回復計画の検討状況にもよりますが、マサバの計画をつくるに当たりましては、北部会、南部会が一堂に会した太平洋委員会の開催が検討状況によっては必要となると考えております。もしマサバの計画をやるということになりますと、太平洋委員会を開催することになると思います。また、定例の北部会としては、例年どおり9月または10月ということで予定しております。

以上です。

山下部会長

ありがとうございます。

次回の日程は、マサバの資源回復計画が策定されるならば、その前に本委員会が予定される。それでなければ、部会としては今年の9月ないし10月に開催することを予定しているということでございます。また、具体的な日程については皆様と調整を図らせていただきたいと思っております。

それでは、これもちまして本日の部会を閉会したいと思います。委員の皆様、また御隣席の皆様におかれましては、長時間貴重な御意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の佐藤委員と鈴木委員、後日事務局より議事録が送付されますので、署名の方をよろしく願います。

これもちまして、第4回太平洋北部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会